



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月22日金曜日 第471号外2

◇ 目 次 ◇

愛媛県武道館の指定管理者の指定.....	(地域スポーツ課).....	1
愛媛県生活文化センターの指定管理者の指定.....	(文化振興課).....	1
愛媛県県民文化会館の指定管理者の指定.....	(").....	2
萬翠荘の指定管理者の指定.....	(").....	2
愛媛県生涯学習センターの指定管理者の指定.....	(まなび推進課).....	2
愛媛県総合科学博物館の指定管理者の指定.....	(").....	2
愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の指定.....	(").....	2
えひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の指定.....	(").....	2
愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の指定.....	(環境・ゼロカーボン推進課).....	3
愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の指定.....	(保健福祉課).....	3
ファミリーハウスあいの指定管理者の指定.....	(健康増進課).....	3
愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の指定.....	(男女参画・子育て支援課).....	3
えひめこどもの城の指定管理者の指定.....	(").....	3
愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の指定.....	(").....	3
愛媛県身体障がい者福祉センターの指定管理者の指定.....	(障がい福祉課).....	3
愛媛県障がい者更生センターの指定管理者の指定.....	(").....	4
愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の指定.....	(").....	4
愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の指定.....	(長寿介護課).....	4
愛媛国際貿易センターの指定管理者の指定.....	(産業政策課).....	4
テクノプラザ愛媛の指定管理者の指定.....	(産業創出課).....	4
えひめ森林公園の指定管理者の指定.....	(森林整備課).....	4
松山観光港ターミナルの指定管理者の指定.....	(港湾海岸課).....	5
愛媛県立都市公園(道後公園)の指定管理者の指定.....	(都市整備課).....	5
愛媛県立都市公園(南予レクリエーション都市公園)の指定管理者の指定.....	(").....	5
愛媛県立都市公園(総合運動公園)の指定管理者の指定.....	(").....	5
愛媛県立都市公園(とべ動物園)の指定管理者の指定.....	(").....	5

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	5
職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	29
初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	31
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	35
教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	36
会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	37

告 示

○愛媛県告示第1302号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称
愛媛県武道館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市市坪西町551番地
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団

3 指定をした年月日

令和5年12月15日

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1303号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称
愛媛県生活文化センター

2 指定管理者の住所及び名称
松山市二番町三丁目6番地5
株式会社ウイン

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1304号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称
愛媛県民文化会館

2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目5番1号
えひめ文化振興コンソーシアム

代表者 公益財団法人愛媛県文化振興財団
構成員 株式会社エス・ピー・シー

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1305号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称
萬翠荘

2 指定管理者の住所及び名称
松山市二番町三丁目6番地5
株式会社ウイン

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1306号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称
愛媛県生涯学習センター

2 指定管理者の住所及び名称
東温市見奈良1110番地

株式会社レスパスコーポレーション

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1307号

愛媛県県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称
愛媛県総合科学博物館

2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
伊予鉄総合企画株式会社

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1308号

愛媛県県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称
愛媛県歴史文化博物館

2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
伊予鉄総合企画株式会社

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1309号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公の施設の名称
えひめ青少年ふれあいセンター

2 指定管理者の住所及び名称
東温市見奈良1110番地
株式会社レスパスコーポレーション

3 指定をした年月日
令和5年12月15日

4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1310号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県体験型環境学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
伊予鉄総合企画株式会社
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1311号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県総合社会福祉会館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市持田町三丁目8番15号
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1312号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
ファミリーハウスあい
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市萱町四丁目7番地2
特定非営利活動法人ラ・ファミリエ
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1313号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市山越町450番地
公益財団法人えひめ女性財団
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1314号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
えひめこどもの城
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
伊予鉄総合企画株式会社
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1315号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県立愛媛母子生活支援センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1316号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県身体障がい者福祉センター

- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1317号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県障がい者更生センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1318号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県視聴覚福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1319号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛県在宅介護研修センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市末町甲9番地1
特定非営利活動法人愛と心えひめ
- 3 指定をした年月日

- 令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1320号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
愛媛国際貿易センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1321号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
テクノプラザ愛媛
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市久米窪田町337番地1
公益財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1322号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
えひめ森林公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市三番町四丁目9番地5
伊予鉄総合企画株式会社
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○愛媛県告示第1323号

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
松山観光港ターミナル
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市高浜町五丁目2259番地1
松山観光港ターミナル株式会社
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



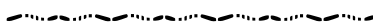
○愛媛県告示第1324号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
道後公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市持田町三丁目2番22号
コンソーシアムGENKI
代表者 NPO法人TIES21えひめ
構成員 株式会社愛媛庭園
構成員 株式会社游亀
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



○愛媛県告示第1325号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
南予レクリエーション都市公園
- 2 指定管理者の住所及び名称

宇和島市津島町近家甲1813番地
南レク株式会社

- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



○愛媛県告示第1326号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
総合運動公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市六軒家町2番19号
TOBEMORI SEEDS
代表者 一般社団法人 e . n
構成員 ニンジニアネットワーク株式会社
構成員 協和道路株式会社
構成員 学校法人河原学園
構成員 株式会社愛媛新聞社
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



○愛媛県告示第1327号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称
とべ動物園
- 2 指定管理者の住所及び名称
伊予郡砥部町上原町240番地
公益財団法人愛媛県動物園協会
- 3 指定をした年月日
令和5年12月15日
- 4 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1261

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第33（第22条関係）

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～53	省略							
54	<u>21</u>	<u>37</u>	省略					
55	<u>22</u>	<u>38</u>	省略					
56	<u>22</u>	<u>38</u>	省略					
57	<u>23</u>	<u>39</u>	省略					
58	<u>23</u>	<u>39</u>	省略					
59	<u>24</u>	<u>40</u>	省略					
60	<u>24</u>	<u>40</u>	省略					
61	<u>25</u>	<u>41</u>	省略					
62	<u>25</u>	<u>42</u>	省略					
63	<u>26</u>	<u>43</u>	省略					
64	<u>26</u>	省略						
65	省略							
66	<u>27</u>	省略						
67	省略							
68	28	46	47	60	50	<u>31</u>		
69	29	47	47	61	50	<u>31</u>		
70	29	47	48	62	50	<u>31</u>		
71	<u>29</u>	48	48	63	50	<u>31</u>		
72	30	48	48	64	50	<u>31</u>		
73	<u>30</u>	49	49	65	50	<u>31</u>		
74	<u>30</u>	49	49	66	50	<u>31</u>		
75	<u>31</u>	49	49	67	50	<u>31</u>		
76	<u>31</u>	49	50	68	50	<u>31</u>		
77	<u>31</u>	<u>49</u>	50	68	51	<u>31</u>		
78	<u>32</u>	省略						
79	<u>32</u>	省略						
80	<u>32</u>	省略						
81	<u>33</u>	<u>50</u>	51	69	51	<u>32</u>		
82	<u>33</u>	<u>50</u>	52	69	51	<u>32</u>		
83	<u>33</u>	51	52	69	51	<u>32</u>		
84	<u>34</u>	51	52	69	51	<u>32</u>		
85	<u>34</u>	<u>51</u>	53	69	51	<u>33</u>		
86	<u>34</u>	<u>51</u>	省略					
87	<u>35</u>	<u>51</u>	省略					
88	<u>35</u>	省略						

改 正 前

別表第33（第22条関係）

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～53	省略							
54	<u>22</u>	<u>38</u>	省略					
55	<u>23</u>	<u>39</u>	省略					
56	<u>24</u>	<u>40</u>	省略					
57	<u>25</u>	<u>41</u>	省略					
58	<u>25</u>	<u>41</u>	省略					
59	<u>25</u>	<u>42</u>	省略					
60	<u>26</u>	<u>42</u>	省略					
61	<u>26</u>	<u>43</u>	省略					
62	<u>26</u>	<u>43</u>	省略					
63	<u>27</u>	<u>44</u>	省略					
64	<u>27</u>	省略						
65	省略							
66	<u>28</u>	省略						
67	省略							
68	28	46	47	60	50	<u>32</u>		
69	29	47	47	61	50	<u>32</u>		
70	29	47	48	62	50	<u>32</u>		
71	<u>30</u>	48	48	63	50	<u>32</u>		
72	30	48	48	64	50	<u>32</u>		
73	<u>31</u>	49	49	65	50	<u>32</u>		
74	<u>31</u>	49	49	66	50	<u>32</u>		
75	<u>32</u>	49	49	67	50	<u>32</u>		
76	<u>32</u>	49	50	68	50	<u>32</u>		
77	<u>33</u>	<u>50</u>	50	68	51	<u>32</u>		
78	<u>33</u>	省略						
79	<u>34</u>	省略						
80	<u>34</u>	省略						
81	<u>35</u>	<u>51</u>	51	69	51	<u>33</u>		
82	<u>35</u>	<u>51</u>	52	69	51	<u>33</u>		
83	<u>36</u>	51	52	69	51	<u>34</u>		
84	<u>36</u>	51	52	69	51	<u>34</u>		
85	<u>37</u>	<u>52</u>	53	69	51	<u>35</u>		
86	<u>37</u>	<u>52</u>	省略					
87	<u>38</u>	<u>52</u>	省略					
88	<u>38</u>	省略						

89	<u>35</u>	<u>52</u>	省略					
90	<u>36</u>	<u>52</u>	省略					
91	<u>36</u>	<u>52</u>	省略					
92	<u>36</u>	<u>52</u>	省略					
93	<u>37</u>	省略						
94		<u>53</u>	省略					
95		<u>53</u>	省略					
96		<u>53</u>	省略					
97		<u>53</u>	省略					
98		<u>54</u>	<u>55</u>	省略				
99		<u>54</u>	<u>55</u>	省略				
100		<u>54</u>	省略					
101		<u>54</u>	省略					
102		<u>54</u>	省略					
103		<u>55</u>	<u>56</u>					
104		<u>55</u>	<u>56</u>					
105		<u>55</u>	<u>56</u>					
106		<u>55</u>	<u>56</u>					
107		<u>55</u>	省略					
108		<u>56</u>	<u>57</u>					
109		<u>56</u>	<u>57</u>					
110		<u>56</u>	<u>57</u>					
111		<u>56</u>	<u>57</u>					
112		<u>56</u>	<u>57</u>					
113		<u>56</u>	<u>57</u>					
114		<u>56</u>						
115		<u>56</u>						
116		<u>56</u>						
117		<u>57</u>						
118		<u>57</u>						
119		<u>57</u>						
120		<u>57</u>						
121		<u>57</u>						
122		<u>57</u>						
123		<u>57</u>						
124		<u>57</u>						
125		<u>57</u>						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～69	省略							
70	62	58	<u>53</u>	省略				

89	<u>39</u>	<u>53</u>	省略					
90	<u>39</u>	<u>53</u>	省略					
91	<u>40</u>	<u>53</u>	省略					
92	<u>40</u>	<u>53</u>	省略					
93	<u>41</u>	省略						
94		<u>54</u>	省略					
95		<u>54</u>	省略					
96		<u>54</u>	省略					
97		<u>54</u>	省略					
98		<u>54</u>	<u>56</u>	省略				
99		<u>55</u>	<u>56</u>	省略				
100		<u>55</u>	省略					
101		<u>55</u>	省略					
102		<u>55</u>	省略					
103		<u>55</u>	<u>57</u>					
104		<u>56</u>	<u>57</u>					
105		<u>56</u>	<u>57</u>					
106		<u>56</u>	<u>57</u>					
107		<u>56</u>	省略					
108		<u>56</u>	<u>58</u>					
109		<u>56</u>	<u>58</u>					
110		<u>57</u>	<u>58</u>					
111		<u>57</u>	<u>58</u>					
112		<u>57</u>	<u>58</u>					
113		<u>57</u>	<u>59</u>					
114		<u>57</u>						
115		<u>57</u>						
116		<u>58</u>						
117		<u>58</u>						
118		<u>58</u>						
119		<u>58</u>						
120		<u>58</u>						
121		<u>58</u>						
122		<u>59</u>						
123		<u>59</u>						
124		<u>59</u>						
125		<u>59</u>						

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～69	省略							
70	62	58	<u>54</u>	省略				

71	63	59	54	省略				
72	64	60	54	省略				
73	65	61	55	省略				
74	66	62	55	省略				
75	67	63	56	省略				
76	68	64	56	省略				
77	69	65	57	省略				
78	69	66	58	省略				
79	70	67	59	省略				
80	70	68	60	省略				
81	71	69	61	省略				
82	71	70	62	省略				
83	72	71	63	省略				
84	72	72	64	省略				
85	73	73	65	省略				
86	74	74	66	省略				
87	75	75	67	省略				
88	76	76	68	省略				
89	77	77	69	省略				
90	78	78	70	省略				
91	79	79	71	省略				
92 ~ 106	省略							
107	93	省略						
108	省略							
109	94	省略						
110	94	省略						
111	95	省略						
112	95	省略						
113	95	省略						
114	96	省略						
115	96	省略						
116	96	省略						
117	97	省略						
118	97	省略						
119	98	省略						
120	98	省略						
121	99	省略						
122	99	省略						
123	100	省略						
124	100	省略						
125	101	省略						
126 ~ 141	省略							

3 研究職給料表昇格時号給対応表

71	63	59	55	省略				
72	64	60	56	省略				
73	65	61	57	省略				
74	66	62	58	省略				
75	67	63	59	省略				
76	68	64	60	省略				
77	69	65	61	省略				
78	70	66	62	省略				
79	71	67	63	省略				
80	72	68	64	省略				
81	73	69	65	省略				
82	74	70	66	省略				
83	75	71	67	省略				
84	76	72	68	省略				
85	77	73	69	省略				
86	77	74	69	省略				
87	78	75	70	省略				
88	78	76	70	省略				
89	79	77	71	省略				
90	79	78	71	省略				
91	80	79	72	省略				
92 ~ 106	省略							
107	94	省略						
108	省略							
109	95	省略						
110	95	省略						
111	96	省略						
112	96	省略						
113	97	省略						
114	97	省略						
115	98	省略						
116	98	省略						
117	99	省略						
118	99	省略						
119	100	省略						
120	100	省略						
121	101	省略						
122	101	省略						
123	102	省略						
124	102	省略						
125	103	省略						
126 ~ 141	省略							

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1～41	省略			
42	17	省略		
43	18	省略		
44	18	省略		
45	19	省略		
46	19	省略		
47	20	省略		
48	20	省略		
49	21	省略		
50	22	省略		
51	23	17	省略	
52	省略			
53	25	18	省略	
54	25	18	省略	
55	26	19	省略	
56	26	19	省略	
57	27	19	省略	
58	27	20	省略	
59	28	20	37	省略
60	28	20	省略	
61	29	21	38	省略
62	29	21	38	省略
63	29	22	39	省略
64	30	22	39	省略
65	30	23	39	省略
66	30	23	40	省略
67	31	24	40	省略
68	31	24	40	省略
69	31	25	41	省略
70	32	25	41	省略
71	32	25	42	省略
72	32	26	42	省略
73	33	26	42	省略
74	33	26	42	
75	34	27	43	
76	34	27	43	
77	35	27	43	
78	35	28	省略	
79	36	28	44	
80	36	28	44	
81	37	29	省略	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1～41	省略			
42	18	省略		
43	19	省略		
44	20	省略		
45	21	省略		
46	21	省略		
47	22	省略		
48	22	省略		
49	23	省略		
50	23	省略		
51	24	18	省略	
52	省略			
53	25	19	省略	
54	25	19	省略	
55	26	20	省略	
56	26	20	省略	
57	27	21	省略	
58	27	21	省略	
59	28	21	38	省略
60	28	22	省略	
61	29	22	39	省略
62	29	22	39	省略
63	30	23	40	省略
64	30	23	40	省略
65	31	23	41	省略
66	31	24	41	省略
67	32	24	41	省略
68	32	24	42	省略
69	33	25	42	省略
70	33	25	42	省略
71	34	26	43	省略
72	34	26	43	省略
73	35	27	43	省略
74	35	27	43	
75	36	28	44	
76	36	28	44	
77	37	29	44	
78	37	30	省略	
79	38	31	45	
80	38	32	45	
81	39	33	省略	

82	<u>37</u>	<u>30</u>	省略
83	<u>38</u>	<u>31</u>	<u>45</u>
84	<u>38</u>	<u>32</u>	省略
85	<u>39</u>	<u>33</u>	省略
86	<u>39</u>	<u>33</u>	省略
87	<u>40</u>	<u>33</u>	省略
88	<u>40</u>	<u>33</u>	省略
89	<u>41</u>	<u>34</u>	省略
90	<u>41</u>	<u>34</u>	
91	<u>42</u>	<u>34</u>	
92	<u>42</u>	<u>34</u>	
93	<u>43</u>	<u>35</u>	
94	<u>43</u>	<u>35</u>	
95	<u>44</u>	<u>35</u>	
96	<u>44</u>	<u>35</u>	
97	<u>45</u>	<u>36</u>	
98	<u>46</u>	<u>36</u>	
99	<u>47</u>	<u>36</u>	
100	<u>48</u>	<u>36</u>	
101	<u>49</u>	<u>37</u>	
102	<u>50</u>	<u>37</u>	
103	<u>51</u>	<u>37</u>	
104	<u>52</u>	<u>38</u>	
105	<u>53</u>	<u>38</u>	
106	<u>53</u>	<u>38</u>	
107	<u>53</u>	<u>38</u>	
108	<u>54</u>	<u>38</u>	
109	<u>54</u>	<u>39</u>	
110	<u>54</u>	<u>39</u>	
111	<u>55</u>	<u>39</u>	
112	<u>55</u>	<u>39</u>	
113	<u>55</u>	<u>39</u>	
114	<u>56</u>	<u>40</u>	
115	<u>56</u>	<u>40</u>	
116	<u>56</u>	<u>40</u>	
117	<u>57</u>	<u>40</u>	
118	<u>57</u>	<u>40</u>	
119	<u>58</u>	<u>41</u>	
120	<u>58</u>	<u>41</u>	
121	<u>59</u>	<u>41</u>	

4 医療職給料表(→昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～46	省略		

82	<u>39</u>	<u>33</u>	省略
83	<u>40</u>	<u>33</u>	<u>46</u>
84	<u>40</u>	<u>33</u>	省略
85	<u>41</u>	<u>34</u>	省略
86	<u>41</u>	<u>34</u>	省略
87	<u>42</u>	<u>34</u>	省略
88	<u>42</u>	<u>34</u>	省略
89	<u>43</u>	<u>35</u>	省略
90	<u>43</u>	<u>35</u>	
91	<u>44</u>	<u>35</u>	
92	<u>44</u>	<u>35</u>	
93	<u>45</u>	<u>36</u>	
94	<u>46</u>	<u>36</u>	
95	<u>47</u>	<u>36</u>	
96	<u>48</u>	<u>36</u>	
97	<u>49</u>	<u>37</u>	
98	<u>50</u>	<u>37</u>	
99	<u>51</u>	<u>37</u>	
100	<u>52</u>	<u>38</u>	
101	<u>53</u>	<u>38</u>	
102	<u>53</u>	<u>38</u>	
103	<u>54</u>	<u>39</u>	
104	<u>54</u>	<u>39</u>	
105	<u>55</u>	<u>39</u>	
106	<u>55</u>	<u>39</u>	
107	<u>56</u>	<u>40</u>	
108	<u>56</u>	<u>40</u>	
109	<u>57</u>	<u>40</u>	
110	<u>57</u>	<u>40</u>	
111	<u>57</u>	<u>41</u>	
112	<u>58</u>	<u>41</u>	
113	<u>58</u>	<u>41</u>	
114	<u>58</u>	<u>41</u>	
115	<u>59</u>	<u>41</u>	
116	<u>59</u>	<u>42</u>	
117	<u>59</u>	<u>42</u>	
118	<u>60</u>	<u>42</u>	
119	<u>60</u>	<u>42</u>	
120	<u>60</u>	<u>42</u>	
121	<u>61</u>	<u>43</u>	

4 医療職給料表(→昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～46	省略		

47	<u>25</u>	省略	
48	省略		
49	<u>26</u>	省略	
50	<u>26</u>	省略	
51	<u>26</u>	省略	
52	省略		
53	<u>27</u>	省略	
54	<u>27</u>	省略	
55	<u>27</u>	省略	
56	省略		
57	<u>28</u>	省略	
58	<u>28</u>	省略	
59	<u>28</u>	省略	
60	<u>29</u>	省略	
61	<u>29</u>	省略	
62	<u>29</u>	省略	
63	<u>30</u>	省略	
64	<u>30</u>	省略	
65～97	省略		

5 医療職給料表(□昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～45	省略					
46	<u>25</u>	省略				
47	<u>26</u>	省略				
48	<u>26</u>	省略				
49	<u>27</u>	省略				
50	<u>27</u>	省略				
51	<u>28</u>	35	39	34	<u>33</u>	省略
52	<u>28</u>	省略				
53	<u>29</u>	37	41	35	<u>34</u>	省略
54	<u>29</u>	38	42	35	<u>34</u>	省略
55	<u>30</u>	39	43	36	<u>35</u>	省略
56	<u>30</u>	40	44	36	<u>35</u>	省略
57	<u>31</u>	41	45	37	<u>35</u>	省略
58	<u>31</u>	42	46	<u>37</u>	<u>36</u>	省略
59	<u>32</u>	43	47	<u>38</u>	<u>36</u>	省略
60	<u>32</u>	44	48	<u>38</u>	<u>36</u>	省略
61	<u>33</u>	45	49	<u>39</u>	<u>37</u>	省略
62	<u>33</u>	46	50	<u>39</u>	<u>37</u>	省略
63	<u>34</u>	47	51	<u>40</u>	<u>38</u>	省略
64	<u>34</u>	48	52	<u>40</u>	<u>38</u>	省略
65	<u>35</u>	49	53	<u>41</u>	省略	

47	<u>26</u>	省略	
48	省略		
49	<u>27</u>	省略	
50	<u>27</u>	省略	
51	<u>27</u>	省略	
52	省略		
53	<u>28</u>	省略	
54	<u>28</u>	省略	
55	<u>28</u>	省略	
56	省略		
57	<u>29</u>	省略	
58	<u>29</u>	省略	
59	<u>29</u>	省略	
60	<u>30</u>	省略	
61	<u>30</u>	省略	
62	<u>30</u>	省略	
63	<u>31</u>	省略	
64	<u>31</u>	省略	
65～97	省略		

5 医療職給料表(□昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～45	省略					
46	<u>26</u>	省略				
47	<u>27</u>	省略				
48	<u>28</u>	省略				
49	<u>29</u>	省略				
50	<u>29</u>	省略				
51	<u>30</u>	35	39	34	<u>34</u>	省略
52	<u>30</u>	省略				
53	<u>31</u>	37	41	35	<u>35</u>	省略
54	<u>31</u>	38	42	35	<u>35</u>	省略
55	<u>32</u>	39	43	36	<u>36</u>	省略
56	<u>32</u>	40	44	36	<u>36</u>	省略
57	<u>33</u>	41	45	37	<u>37</u>	省略
58	<u>33</u>	42	46	<u>38</u>	<u>37</u>	省略
59	<u>34</u>	43	47	<u>39</u>	<u>37</u>	省略
60	<u>34</u>	44	48	<u>40</u>	<u>38</u>	省略
61	<u>35</u>	45	49	<u>41</u>	<u>38</u>	省略
62	<u>35</u>	46	50	<u>41</u>	<u>38</u>	省略
63	<u>36</u>	47	51	<u>41</u>	<u>39</u>	省略
64	<u>36</u>	48	52	<u>42</u>	<u>39</u>	省略
65	<u>37</u>	49	53	<u>42</u>	省略	

66	<u>35</u>	50	54	<u>41</u>	<u>39</u>	
67	<u>36</u>	51	55	<u>41</u>	省略	
68	<u>36</u>	52	56	<u>42</u>	省略	
69	<u>37</u>	53	57	<u>42</u>	省略	
70	<u>37</u>	53	58	<u>42</u>	<u>40</u>	
71	<u>38</u>	54	59	<u>43</u>	<u>40</u>	
72	<u>38</u>	54	60	<u>43</u>	省略	
73	<u>39</u>	55	61	<u>43</u>	省略	
74	<u>39</u>	55	61	<u>44</u>	<u>41</u>	
75	<u>40</u>	56	62	<u>44</u>	<u>41</u>	
76	<u>40</u>	56	62	<u>44</u>	<u>41</u>	
77	<u>41</u>	57	63	<u>45</u>	省略	
78	<u>41</u>	57	63	<u>45</u>	<u>42</u>	
79	<u>41</u>	<u>57</u>	64	<u>45</u>	<u>42</u>	
80	<u>42</u>	58	64	<u>45</u>	<u>42</u>	
81	<u>42</u>	<u>58</u>	65	<u>46</u>	<u>42</u>	
82	<u>42</u>	<u>58</u>	65	<u>46</u>	<u>43</u>	
83	<u>43</u>	<u>59</u>	66	<u>46</u>	<u>43</u>	
84	<u>43</u>	<u>59</u>	66	<u>46</u>	<u>43</u>	
85	<u>43</u>	<u>59</u>	67	<u>47</u>	<u>43</u>	
86		<u>60</u>	67	<u>47</u>	省略	
87		<u>60</u>	68	<u>47</u>	省略	
88		<u>60</u>	68	<u>47</u>	省略	
89		<u>60</u>	69	<u>47</u>	省略	
90		<u>60</u>	省略			
91		61	71	<u>48</u>	省略	
92		<u>61</u>	72	<u>48</u>	省略	
93		<u>61</u>	73	<u>48</u>	省略	
94		<u>61</u>	73	<u>48</u>		
95		<u>61</u>	省略			
96	省略					
97		62	74	<u>49</u>		
98		62	74	<u>49</u>		
99		<u>62</u>	74	<u>49</u>		
100		<u>62</u>	省略			
101・102	省略					
103		63	74	<u>50</u>		
104		63	74	<u>50</u>		
105～113	省略					

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～57	省略					

66	<u>37</u>	50	54	<u>42</u>	<u>40</u>	
67	<u>38</u>	51	55	<u>43</u>	省略	
68	<u>38</u>	52	56	<u>43</u>	省略	
69	<u>39</u>	53	57	<u>43</u>	省略	
70	<u>39</u>	53	58	<u>44</u>	<u>41</u>	
71	<u>40</u>	54	59	<u>44</u>	<u>41</u>	
72	<u>40</u>	54	60	<u>44</u>	省略	
73	<u>41</u>	55	61	<u>45</u>	省略	
74	<u>41</u>	55	61	<u>45</u>	<u>42</u>	
75	<u>42</u>	56	62	<u>45</u>	<u>42</u>	
76	<u>42</u>	56	62	<u>45</u>	<u>42</u>	
77	<u>43</u>	57	63	<u>46</u>	省略	
78	<u>43</u>	57	63	<u>46</u>	<u>43</u>	
79	<u>44</u>	<u>58</u>	64	<u>46</u>	<u>43</u>	
80	<u>44</u>	58	64	<u>46</u>	<u>43</u>	
81	<u>45</u>	<u>59</u>	65	<u>47</u>	<u>43</u>	
82	<u>45</u>	<u>59</u>	65	<u>47</u>	<u>44</u>	
83	<u>46</u>	<u>60</u>	66	<u>47</u>	<u>44</u>	
84	<u>46</u>	<u>60</u>	66	<u>47</u>	<u>44</u>	
85	<u>47</u>	<u>61</u>	67	<u>48</u>	<u>44</u>	
86		<u>61</u>	67	<u>48</u>	省略	
87		<u>61</u>	68	<u>48</u>	省略	
88		<u>61</u>	68	<u>48</u>	省略	
89		<u>61</u>	69	<u>48</u>	省略	
90		<u>61</u>	省略			
91		61	71	<u>49</u>	省略	
92		<u>62</u>	72	<u>49</u>	省略	
93		<u>62</u>	73	<u>49</u>	省略	
94		<u>62</u>	73	<u>49</u>		
95		<u>62</u>	省略			
96	省略					
97		62	74	<u>50</u>		
98		62	74	<u>50</u>		
99		<u>63</u>	74	<u>50</u>		
100		<u>63</u>	省略			
101・102	省略					
103		63	74	<u>51</u>		
104		63	74	<u>51</u>		
105～113	省略					

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～57	省略					

58	<u>41</u>	省略				
59	<u>42</u>	省略				
60	<u>42</u>	省略				
61	<u>43</u>	省略				
62	<u>43</u>	省略				
63	<u>44</u>	省略				
64	<u>44</u>	省略				
65	<u>45</u>	省略				
66	<u>46</u>	省略				
67	<u>47</u>	省略				
68	<u>48</u>	省略				
69	<u>49</u>	省略				
70	<u>50</u>	省略				
71	<u>51</u>	省略				
72	<u>52</u>	省略				
73	<u>53</u>	省略				
74	<u>54</u>	省略				
75	<u>55</u>	省略				
76	<u>56</u>	省略				
77	<u>57</u>	省略				
78	<u>58</u>	省略				
79	<u>59</u>	省略				
80	<u>60</u>	省略				
81	<u>61</u>	省略				
82	<u>62</u>	省略				
83	<u>63</u>	省略				
84	<u>64</u>	省略				
85	<u>65</u>	省略				
86	<u>65</u>	省略				
87	<u>66</u>	省略				
88	<u>66</u>	省略				
89	<u>67</u>	省略				
90	<u>67</u>	省略				
91	<u>68</u>	省略				
92	<u>68</u>	省略				
93	<u>69</u>	省略				
94	<u>70</u>	省略				
95	<u>71</u>	省略				
96	<u>72</u>	省略				
97	<u>73</u>	省略				
98	<u>74</u>	省略				
99	<u>75</u>	省略				
100 ~ 112	省略					
113	<u>81</u>	省略				

58	<u>42</u>	省略				
59	<u>43</u>	省略				
60	<u>44</u>	省略				
61	<u>45</u>	省略				
62	<u>46</u>	省略				
63	<u>47</u>	省略				
64	<u>48</u>	省略				
65	<u>49</u>	省略				
66	<u>50</u>	省略				
67	<u>51</u>	省略				
68	<u>52</u>	省略				
69	<u>53</u>	省略				
70	<u>54</u>	省略				
71	<u>55</u>	省略				
72	<u>56</u>	省略				
73	<u>57</u>	省略				
74	<u>58</u>	省略				
75	<u>59</u>	省略				
76	<u>60</u>	省略				
77	<u>61</u>	省略				
78	<u>62</u>	省略				
79	<u>63</u>	省略				
80	<u>64</u>	省略				
81	<u>65</u>	省略				
82	<u>65</u>	省略				
83	<u>66</u>	省略				
84	<u>66</u>	省略				
85	<u>67</u>	省略				
86	<u>67</u>	省略				
87	<u>68</u>	省略				
88	<u>68</u>	省略				
89	<u>69</u>	省略				
90	<u>70</u>	省略				
91	<u>71</u>	省略				
92	<u>72</u>	省略				
93	<u>73</u>	省略				
94	<u>73</u>	省略				
95	<u>74</u>	省略				
96	<u>74</u>	省略				
97	<u>75</u>	省略				
98	<u>75</u>	省略				
99	<u>76</u>	省略				
100 ~ 112	省略					
113	<u>82</u>	省略				

114 ~ 116	省略					
117	<u>82</u>	省略				
118	<u>82</u>	省略				
119・120	省略					
121	<u>83</u>	省略				
122	<u>83</u>	省略				
123	<u>83</u>	省略				
124	省略					
125	<u>84</u>	省略				
126	<u>84</u>	省略				
127	<u>84</u>	省略				
128	<u>84</u>	省略				
129	<u>85</u>	省略				
130	<u>85</u>	省略				
131	<u>85</u>	省略				
132	<u>86</u>	省略				
133	<u>86</u>	省略				
134	<u>86</u>	省略				
135	<u>87</u>	省略				
136	<u>87</u>	省略				
137	<u>87</u>	省略				
138	<u>88</u>	省略				
139	<u>88</u>	省略				
140	<u>88</u>	省略				
141	<u>89</u>	省略				
142	<u>89</u>	省略				
143	<u>89</u>	省略				
144	<u>89</u>	省略				
145	<u>90</u>	省略				
146	<u>90</u>	省略				
147	<u>90</u>	省略				
148	<u>90</u>	省略				
149	<u>91</u>	省略				
150	<u>91</u>	省略				
151	<u>91</u>	省略				
152	<u>91</u>	省略				
153	<u>92</u>	省略				
154	<u>92</u>					
155	<u>92</u>					
156	<u>92</u>					
157	<u>93</u>					
158	<u>93</u>					
159	<u>93</u>					
160	省略					

114 ~ 116	省略					
117	<u>83</u>	省略				
118	<u>83</u>	省略				
119・120	省略					
121	<u>84</u>	省略				
122	<u>84</u>	省略				
123	<u>84</u>	省略				
124	省略					
125	<u>85</u>	省略				
126	<u>85</u>	省略				
127	<u>85</u>	省略				
128	<u>86</u>	省略				
129	<u>86</u>	省略				
130	<u>86</u>	省略				
131	<u>87</u>	省略				
132	<u>87</u>	省略				
133	<u>87</u>	省略				
134	<u>88</u>	省略				
135	<u>88</u>	省略				
136	<u>88</u>	省略				
137	<u>89</u>	省略				
138	<u>89</u>	省略				
139	<u>89</u>	省略				
140	<u>89</u>	省略				
141	<u>90</u>	省略				
142	<u>90</u>	省略				
143	<u>90</u>	省略				
144	<u>90</u>	省略				
145	<u>91</u>	省略				
146	<u>91</u>	省略				
147	<u>91</u>	省略				
148	<u>91</u>	省略				
149	<u>92</u>	省略				
150	<u>92</u>	省略				
151	<u>92</u>	省略				
152	<u>92</u>	省略				
153	<u>93</u>	省略				
154	<u>93</u>					
155	<u>93</u>					
156	<u>93</u>					
157	<u>94</u>					
158	<u>94</u>					
159	<u>94</u>					
160	省略					

161	94				
162	94				
163・164	省略				
165	95				
166～169	省略				

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～45	省略		
46	37	省略	
47	38	省略	
48	38	省略	
49	39	省略	
50	39	省略	
51	40	省略	
52	40	省略	
53	41	省略	
54	41	省略	
55	42	省略	
56	42	省略	
57	省略		
58	43	省略	
59～78	省略		
79	53	省略	
80	省略		
81	54	省略	
82	54	省略	
83	55	省略	
84	55	省略	
85	55	省略	
86	56	省略	
87	56	省略	
88	56	省略	
89	57	省略	
90	57	省略	
91	58	省略	
92	58	省略	
93	59	省略	
94	59	省略	
95	60	省略	
96	60	省略	
97	61	省略	
98	61	省略	
99	61	省略	

161	95				
162	95				
163・164	省略				
165	96				
166～169	省略				

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～45	省略		
46	38	省略	
47	39	省略	
48	40	省略	
49	41	省略	
50	41	省略	
51	41	省略	
52	42	省略	
53	42	省略	
54	42	省略	
55	43	省略	
56	43	省略	
57	省略		
58	44	省略	
59～78	省略		
79	54	省略	
80	省略		
81	55	省略	
82	55	省略	
83	56	省略	
84	56	省略	
85	57	省略	
86	58	省略	
87	59	省略	
88	60	省略	
89	61	省略	
90	61	省略	
91	61	省略	
92	62	省略	
93	62	省略	
94	62	省略	
95	63	省略	
96	63	省略	
97	63	省略	
98	64	省略	
99	64	省略	

100	<u>61</u>	省略	
101	<u>62</u>	省略	
102	<u>62</u>	省略	
103	<u>62</u>	省略	
104	<u>62</u>	省略	
105	<u>63</u>	省略	
106	<u>63</u>	省略	
107	<u>63</u>	省略	
108	<u>63</u>	省略	
109	<u>64</u>	省略	
110	<u>64</u>	省略	
111	<u>64</u>	省略	
112	<u>64</u>	省略	
113	<u>65</u>	省略	
114	<u>65</u>	省略	
115	<u>65</u>	省略	
116	<u>65</u>	省略	
117	<u>66</u>	省略	
118	<u>66</u>	省略	
119	<u>66</u>	省略	
120	<u>66</u>	省略	
121	省略		
122	<u>67</u>	省略	
123	<u>67</u>	省略	
124	<u>67</u>	省略	
125～157	省略		

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1～121	省略
122	<u>77</u>
123	<u>78</u>
124	<u>78</u>
125	<u>79</u>
126	<u>79</u>
127	<u>80</u>
128	<u>80</u>
129	<u>81</u>
130	<u>82</u>
131～157	省略

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

100	<u>64</u>	省略	
101	<u>65</u>	省略	
102	<u>65</u>	省略	
103	<u>65</u>	省略	
104	<u>65</u>	省略	
105	<u>65</u>	省略	
106	<u>65</u>	省略	
107	<u>65</u>	省略	
108	<u>66</u>	省略	
109	<u>66</u>	省略	
110	<u>66</u>	省略	
111	<u>66</u>	省略	
112	<u>66</u>	省略	
113	<u>66</u>	省略	
114	<u>66</u>	省略	
115	<u>67</u>	省略	
116	<u>67</u>	省略	
117	<u>67</u>	省略	
118	<u>67</u>	省略	
119	<u>67</u>	省略	
120	<u>67</u>	省略	
121	省略		
122	<u>68</u>	省略	
123	<u>68</u>	省略	
124	<u>68</u>	省略	
125～157	省略		

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1～121	省略
122	<u>78</u>
123	<u>79</u>
124	<u>80</u>
125	<u>81</u>
126	<u>81</u>
127	<u>82</u>
128	<u>82</u>
129	<u>83</u>
130	<u>83</u>
131～157	省略

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～77	省略
78	<u>70</u>
79	<u>71</u>
80	<u>72</u>
81	<u>73</u>
82	<u>73</u>
83～117	省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～45	省略		
46	<u>25</u>	省略	
47	<u>26</u>	省略	
48	<u>26</u>	省略	
49	<u>27</u>	省略	
50	<u>27</u>	省略	
51	<u>28</u>	省略	
52	<u>28</u>	省略	
53	<u>29</u>	省略	
54	<u>29</u>	省略	
55	<u>30</u>	省略	
56	<u>30</u>	省略	
57	<u>31</u>	省略	
58	<u>31</u>	省略	
59	<u>32</u>	省略	
60	<u>32</u>	省略	
61	<u>33</u>	省略	
62	<u>33</u>	省略	
63	<u>34</u>	省略	
64	<u>34</u>	省略	
65	省略		
66	<u>35</u>	省略	
67～69	省略		
70	<u>37</u>	省略	
71	<u>38</u>	省略	
72	<u>38</u>	省略	
73	<u>39</u>	省略	
74	<u>39</u>	省略	
75	<u>40</u>	省略	
76	<u>40</u>	省略	
77	<u>41</u>	省略	

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～77	省略
78	<u>69</u>
79	<u>70</u>
80	<u>70</u>
81	<u>71</u>
82	<u>72</u>
83～117	省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～45	省略		
46	<u>26</u>	省略	
47	<u>27</u>	省略	
48	<u>28</u>	省略	
49	<u>29</u>	省略	
50	<u>29</u>	省略	
51	<u>30</u>	省略	
52	<u>30</u>	省略	
53	<u>31</u>	省略	
54	<u>31</u>	省略	
55	<u>32</u>	省略	
56	<u>32</u>	省略	
57	<u>33</u>	省略	
58	<u>33</u>	省略	
59	<u>33</u>	省略	
60	<u>34</u>	省略	
61	<u>34</u>	省略	
62	<u>34</u>	省略	
63	<u>35</u>	省略	
64	<u>35</u>	省略	
65	省略		
66	<u>36</u>	省略	
67～69	省略		
70	<u>38</u>	省略	
71	<u>39</u>	省略	
72	<u>40</u>	省略	
73	<u>41</u>	省略	
74	<u>41</u>	省略	
75	<u>42</u>	省略	
76	<u>42</u>	省略	
77	<u>43</u>	省略	

78	<u>41</u>	省略	
79	<u>42</u>	省略	
80	<u>42</u>	省略	
81	<u>43</u>	省略	
82	<u>43</u>	省略	
83	<u>44</u>	省略	
84	<u>44</u>	省略	
85	<u>45</u>	省略	
86	<u>45</u>	省略	
87	<u>46</u>	省略	
88	<u>46</u>	省略	
89	<u>47</u>	省略	
90	<u>47</u>	省略	
91	<u>48</u>	省略	
92	<u>48</u>	省略	
93	<u>49</u>	省略	
94	<u>49</u>	省略	
95	<u>50</u>	省略	
96	<u>50</u>	省略	
97	<u>51</u>	省略	
98	<u>51</u>	省略	
99	<u>52</u>	省略	
100	<u>52</u>	省略	
101	<u>53</u>	省略	
102	<u>53</u>	省略	
103	<u>54</u>	省略	
104	<u>54</u>	省略	
105	<u>55</u>	省略	
106	<u>55</u>	省略	
107	<u>56</u>	省略	
108	<u>56</u>	省略	
109	<u>57</u>	省略	
110	<u>57</u>	省略	
111	<u>57</u>	省略	
112	<u>57</u>	省略	
113	<u>58</u>	省略	
114	<u>58</u>	省略	
115	<u>58</u>	省略	
116	<u>58</u>	省略	
117	<u>59</u>	省略	
118	<u>59</u>	省略	
119	<u>59</u>	省略	
120	<u>59</u>	省略	
121	<u>60</u>	省略	

78	<u>43</u>	省略	
79	<u>44</u>	省略	
80	<u>44</u>	省略	
81	<u>45</u>	省略	
82	<u>45</u>	省略	
83	<u>46</u>	省略	
84	<u>46</u>	省略	
85	<u>47</u>	省略	
86	<u>47</u>	省略	
87	<u>48</u>	省略	
88	<u>48</u>	省略	
89	<u>49</u>	省略	
90	<u>49</u>	省略	
91	<u>50</u>	省略	
92	<u>50</u>	省略	
93	<u>51</u>	省略	
94	<u>51</u>	省略	
95	<u>52</u>	省略	
96	<u>52</u>	省略	
97	<u>53</u>	省略	
98	<u>53</u>	省略	
99	<u>54</u>	省略	
100	<u>54</u>	省略	
101	<u>55</u>	省略	
102	<u>55</u>	省略	
103	<u>56</u>	省略	
104	<u>56</u>	省略	
105	<u>57</u>	省略	
106	<u>57</u>	省略	
107	<u>57</u>	省略	
108	<u>58</u>	省略	
109	<u>58</u>	省略	
110	<u>58</u>	省略	
111	<u>59</u>	省略	
112	<u>59</u>	省略	
113	<u>59</u>	省略	
114	<u>60</u>	省略	
115	<u>60</u>	省略	
116	<u>60</u>	省略	
117	<u>61</u>	省略	
118	<u>61</u>	省略	
119	<u>61</u>	省略	
120	<u>61</u>	省略	
121	<u>61</u>	省略	

122	<u>60</u>	省略	
123	<u>60</u>	省略	
124	<u>60</u>	省略	
125	<u>61</u>	省略	
126	<u>61</u>	省略	
127	<u>61</u>	省略	
128	<u>61</u>	省略	
129	<u>61</u>	省略	
130	<u>61</u>	省略	
131	<u>62</u>	省略	
132	<u>62</u>	省略	
133	<u>62</u>	省略	
134	<u>62</u>	省略	
135	<u>62</u>	省略	
136	<u>62</u>	省略	
137	<u>63</u>	省略	
138	<u>63</u>	省略	
139	<u>63</u>	省略	
140	<u>63</u>	省略	
141	<u>63</u>	省略	
142	<u>63</u>	省略	
143	<u>64</u>	省略	
144	<u>64</u>	省略	
145	<u>64</u>	省略	
146	<u>64</u>		
147	<u>64</u>		
148	<u>64</u>		
149	<u>65</u>		
150	<u>65</u>		
151	<u>66</u>		
152	<u>66</u>		
153	<u>67</u>		

9 高等学校等教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給
対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2 級	特 2 級
1 ~ 101	省略
102	<u>73</u>
103	<u>74</u>
104	<u>74</u>
105	<u>75</u>
106	<u>75</u>
107	<u>76</u>

122	<u>62</u>	省略	
123	<u>62</u>	省略	
124	<u>62</u>	省略	
125	<u>62</u>	省略	
126	<u>62</u>	省略	
127	<u>63</u>	省略	
128	<u>63</u>	省略	
129	<u>63</u>	省略	
130	<u>63</u>	省略	
131	<u>63</u>	省略	
132	<u>64</u>	省略	
133	<u>64</u>	省略	
134	<u>64</u>	省略	
135	<u>64</u>	省略	
136	<u>64</u>	省略	
137	<u>65</u>	省略	
138	<u>65</u>	省略	
139	<u>65</u>	省略	
140	<u>65</u>	省略	
141	<u>65</u>	省略	
142	<u>66</u>	省略	
143	<u>66</u>	省略	
144	<u>66</u>	省略	
145	<u>66</u>	省略	
146	<u>66</u>		
147	<u>67</u>		
148	<u>67</u>		
149	<u>67</u>		
150	<u>67</u>		
151	<u>67</u>		
152	<u>68</u>		
153	<u>68</u>		

9 高等学校等教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給
対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2 級	特 2 級
1 ~ 101	省略
102	<u>74</u>
103	<u>75</u>
104	<u>76</u>
105	<u>77</u>
106	<u>77</u>
107	<u>78</u>

108	<u>76</u>
109	<u>77</u>
110	<u>78</u>
111	<u>79</u>
112～145	省略

10 高等学校等教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～73	省略
74	<u>50</u>
75	<u>51</u>
76	<u>52</u>
77	<u>53</u>
78	<u>53</u>
79	<u>54</u>
80～117	省略

別表第33の2（第23条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1～20	省略							
21	<u>54</u>	省略						
22	<u>56</u>	省略						
23	<u>58</u>	省略						
24	<u>60</u>	省略						
25	<u>62</u>	省略						
26	<u>64</u>	省略						
27	<u>66</u>	省略						
28	省略							
29	<u>71</u>	省略						
30	<u>74</u>	省略						
31	<u>77</u>	47	47	39	39	<u>77</u>	省略	
32	<u>80</u>	48	48	40	40	<u>84</u>	省略	
33	<u>83</u>	49	49	41	41	<u>85</u>	省略	
34	<u>86</u>	50	50	42	42	<u>85</u>	省略	
35	<u>89</u>	省略						
36	<u>92</u>	省略						
37	<u>93</u>	<u>54</u>	省略					
38	<u>93</u>	<u>56</u>	省略					
39	<u>93</u>	<u>58</u>	省略					

108	<u>78</u>
109	<u>79</u>
110	<u>79</u>
111	<u>80</u>
112～145	省略

10 高等学校等教育職員給料表の特2級から3級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
特2級	3級
1～73	省略
74	<u>49</u>
75	<u>50</u>
76	<u>50</u>
77	<u>51</u>
78	<u>52</u>
79	<u>53</u>
80～117	省略

別表第33の2（第23条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1～20	省略							
21	<u>53</u>	省略						
22	<u>54</u>	省略						
23	<u>55</u>	省略						
24	<u>56</u>	省略						
25	<u>59</u>	省略						
26	<u>62</u>	省略						
27	<u>65</u>	省略						
28	省略							
29	<u>70</u>	省略						
30	<u>72</u>	省略						
31	<u>74</u>	47	47	39	39	<u>67</u>	省略	
32	<u>76</u>	48	48	40	40	<u>80</u>	省略	
33	<u>78</u>	49	49	41	41	<u>82</u>	省略	
34	<u>80</u>	50	50	42	42	<u>84</u>	省略	
35	<u>82</u>	省略						
36	<u>84</u>	省略						
37	<u>86</u>	<u>53</u>	省略					
38	<u>88</u>	<u>54</u>	省略					
39	<u>90</u>	<u>55</u>	省略					

40	<u>93</u>	<u>60</u>	省略					
41	93	<u>61</u>	省略					
42	93	<u>62</u>	省略					
43	93	<u>63</u>	省略					
44~48	省略							
49	93	<u>77</u>	省略					
50	93	<u>82</u>	省略					
51	93	<u>87</u>	省略					
52	93	<u>92</u>	省略					
53	93	<u>97</u>	省略					
54	93	<u>102</u>	省略					
55	93	<u>107</u>	<u>99</u>	省略				
56	93	<u>116</u>	<u>106</u>	省略				
57	93	<u>125</u>	<u>113</u>	省略				
58	93	<u>125</u>	<u>113</u>	省略				
59~125	省略							

2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1~52	省略							
53	61	65	<u>70</u>	省略				
54	62	66	<u>72</u>	省略				
55	63	67	<u>74</u>	省略				
56	64	68	<u>76</u>	省略				
57	65	69	<u>77</u>	省略				
58	66	70	<u>78</u>	省略				
59	67	71	<u>79</u>	省略				
60	68	72	<u>80</u>	省略				
61	69	73	<u>81</u>	省略				
62	70	74	<u>82</u>	省略				
63	71	75	<u>83</u>	省略				
64	72	76	<u>84</u>	省略				
65	73	77	<u>85</u>	省略				
66	74	78	<u>86</u>	省略				
67	75	79	<u>87</u>	省略				
68	76	80	<u>88</u>	省略				
69	<u>78</u>	81	<u>89</u>	省略				
70	<u>80</u>	82	<u>90</u>	省略				
71	<u>82</u>	83	<u>91</u>	省略				
72	<u>84</u>	省略						
73	<u>85</u>	省略						
74	<u>86</u>	省略						

40	<u>92</u>	<u>56</u>	省略					
41	93	<u>58</u>	省略					
42	93	<u>60</u>	省略					
43	93	<u>62</u>	省略					
44~48	省略							
49	93	<u>76</u>	省略					
50	93	<u>80</u>	省略					
51	93	<u>84</u>	省略					
52	93	<u>88</u>	省略					
53	93	<u>93</u>	省略					
54	93	<u>98</u>	省略					
55	93	<u>103</u>	<u>97</u>	省略				
56	93	<u>109</u>	<u>102</u>	省略				
57	93	<u>115</u>	<u>107</u>	省略				
58	93	<u>121</u>	<u>112</u>	省略				
59~125	省略							

2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1~52	省略							
53	61	65	<u>69</u>	省略				
54	62	66	<u>70</u>	省略				
55	63	67	<u>71</u>	省略				
56	64	68	<u>72</u>	省略				
57	65	69	<u>73</u>	省略				
58	66	70	<u>74</u>	省略				
59	67	71	<u>75</u>	省略				
60	68	72	<u>76</u>	省略				
61	69	73	<u>77</u>	省略				
62	70	74	<u>78</u>	省略				
63	71	75	<u>79</u>	省略				
64	72	76	<u>80</u>	省略				
65	73	77	<u>81</u>	省略				
66	74	78	<u>82</u>	省略				
67	75	79	<u>83</u>	省略				
68	76	80	<u>84</u>	省略				
69	<u>77</u>	81	<u>86</u>	省略				
70	<u>78</u>	82	<u>88</u>	省略				
71	<u>79</u>	83	<u>90</u>	省略				
72	<u>80</u>	省略						
73	<u>81</u>	省略						
74	<u>82</u>	省略						

75	<u>87</u>	省略					
76	<u>88</u>	省略					
77	<u>89</u>	省略					
78	<u>90</u>	省略					
79	<u>91</u>	省略					
80～92	省略						
93	<u>107</u>	省略					
94	<u>110</u>	省略					
95	<u>113</u>	省略					
96	<u>116</u>	省略					
97	<u>118</u>	省略					
98	<u>120</u>	省略					
99	<u>122</u>	省略					
100	<u>124</u>	省略					
101	<u>125</u>	省略					
102	<u>125</u>	省略					
103～141	省略						

3 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1～16	省略			
17	<u>42</u>	<u>51</u>	省略	
18	<u>44</u>	<u>54</u>	省略	
19	<u>46</u>	<u>57</u>	省略	
20	<u>48</u>	<u>60</u>	省略	
21	<u>49</u>	<u>62</u>	省略	
22	<u>50</u>	<u>64</u>	省略	
23	<u>51</u>	<u>66</u>	省略	
24	省略			
25	54	<u>71</u>	省略	
26	56	<u>74</u>	省略	
27	58	<u>77</u>	省略	
28	60	<u>80</u>	省略	
29	<u>63</u>	<u>81</u>	省略	
30	<u>66</u>	<u>82</u>	省略	
31	<u>69</u>	<u>83</u>	省略	
32	<u>72</u>	<u>84</u>	省略	
33	<u>74</u>	<u>88</u>	省略	
34	<u>76</u>	<u>92</u>	省略	
35	<u>78</u>	<u>96</u>	省略	
36	<u>80</u>	<u>100</u>	省略	
37	<u>82</u>	<u>103</u>	<u>59</u>	省略
38	<u>84</u>	<u>108</u>	<u>62</u>	省略

75	<u>83</u>	省略					
76	<u>84</u>	省略					
77	<u>86</u>	省略					
78	<u>88</u>	省略					
79	<u>90</u>	省略					
80～92	省略						
93	<u>106</u>	省略					
94	<u>108</u>	省略					
95	<u>110</u>	省略					
96	<u>112</u>	省略					
97	<u>114</u>	省略					
98	<u>116</u>	省略					
99	<u>118</u>	省略					
100	<u>120</u>	省略					
101	<u>122</u>	省略					
102	<u>124</u>	省略					
103～141	省略						

3 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1～16	省略			
17	<u>41</u>	<u>50</u>	省略	
18	<u>42</u>	<u>52</u>	省略	
19	<u>43</u>	<u>54</u>	省略	
20	<u>44</u>	<u>56</u>	省略	
21	<u>46</u>	<u>59</u>	省略	
22	<u>48</u>	<u>62</u>	省略	
23	<u>50</u>	<u>65</u>	省略	
24	省略			
25	54	<u>70</u>	省略	
26	56	<u>72</u>	省略	
27	58	<u>74</u>	省略	
28	60	<u>76</u>	省略	
29	<u>62</u>	<u>77</u>	省略	
30	<u>64</u>	<u>78</u>	省略	
31	<u>66</u>	<u>79</u>	省略	
32	<u>68</u>	<u>80</u>	省略	
33	<u>70</u>	<u>84</u>	省略	
34	<u>72</u>	<u>88</u>	省略	
35	<u>74</u>	<u>92</u>	省略	
36	<u>76</u>	<u>96</u>	省略	
37	<u>78</u>	<u>99</u>	<u>58</u>	省略
38	<u>80</u>	<u>102</u>	<u>60</u>	省略

39	<u>86</u>	<u>113</u>	<u>65</u>	省略
40	<u>88</u>	<u>118</u>	<u>68</u>	省略
41	<u>90</u>	<u>121</u>	<u>70</u>	省略
42	<u>92</u>	<u>121</u>	<u>74</u>	省略
43	<u>94</u>	121	<u>77</u>	省略
44	<u>96</u>	121	<u>80</u>	省略
45	<u>97</u>	121	<u>83</u>	省略
46	<u>98</u>	省略		
47	<u>99</u>	省略		
48	<u>100</u>	省略		
49	<u>101</u>	省略		
50	<u>102</u>	省略		
51	<u>103</u>	省略		
52	<u>104</u>	省略		
53	<u>107</u>	省略		
54	<u>110</u>	省略		
55	<u>113</u>	省略		
56	<u>116</u>	省略		
57	<u>118</u>	省略		
58	<u>120</u>	省略		
59	<u>121</u>	省略		
60	<u>121</u>	省略		
61～121	省略			

39	<u>82</u>	<u>106</u>	<u>62</u>	省略
40	<u>84</u>	<u>110</u>	<u>64</u>	省略
41	<u>86</u>	<u>115</u>	<u>67</u>	省略
42	<u>88</u>	<u>120</u>	<u>70</u>	省略
43	<u>90</u>	121	<u>74</u>	省略
44	<u>92</u>	121	<u>78</u>	省略
45	<u>93</u>	121	<u>82</u>	省略
46	<u>94</u>	省略		
47	<u>95</u>	省略		
48	<u>96</u>	省略		
49	<u>97</u>	省略		
50	<u>98</u>	省略		
51	<u>99</u>	省略		
52	<u>100</u>	省略		
53	<u>102</u>	省略		
54	<u>104</u>	省略		
55	<u>106</u>	省略		
56	<u>108</u>	省略		
57	<u>111</u>	省略		
58	<u>114</u>	省略		
59	<u>117</u>	省略		
60	<u>120</u>	省略		
61～121	省略			

4 医療職給料表(→)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1～24	省略		
25	<u>47</u>	省略	
26	<u>51</u>	省略	
27	<u>55</u>	省略	
28	<u>59</u>	省略	
29	<u>62</u>	省略	
30	<u>64</u>	省略	
31～97	省略		

4 医療職給料表(→)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1～24	省略		
25	<u>46</u>	省略	
26	<u>48</u>	省略	
27	<u>52</u>	省略	
28	<u>56</u>	省略	
29	<u>59</u>	省略	
30	<u>62</u>	省略	
31～97	省略		

5 医療職給料表(□)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1～24	省略					
25	<u>46</u>	省略				
26	<u>48</u>	省略				
27	<u>50</u>	省略				
28	<u>52</u>	省略				
29	<u>54</u>	省略				

5 医療職給料表(□)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1～24	省略					
25	<u>45</u>	省略				
26	<u>46</u>	省略				
27	<u>47</u>	省略				
28	<u>48</u>	省略				
29	<u>50</u>	省略				

30	<u>56</u>	省略				
31	<u>58</u>	省略				
32	<u>60</u>	省略				
33	<u>62</u>	49	45	50	<u>51</u>	省略
34	<u>64</u>	50	46	52	<u>54</u>	省略
35	<u>66</u>	51	47	54	<u>57</u>	省略
36	<u>68</u>	52	48	56	<u>60</u>	省略
37	<u>70</u>	53	49	<u>58</u>	<u>62</u>	省略
38	<u>72</u>	54	50	<u>60</u>	<u>64</u>	省略
39	<u>74</u>	55	51	<u>62</u>	<u>66</u>	省略
40	<u>76</u>	56	52	<u>64</u>	<u>71</u>	省略
41	<u>79</u>	57	53	<u>67</u>	<u>76</u>	省略
42	<u>82</u>	58	54	<u>70</u>	<u>81</u>	省略
43	<u>85</u>	59	55	<u>73</u>	<u>85</u>	省略
44	<u>85</u>	60	56	<u>76</u>	省略	
45	<u>85</u>	61	57	<u>80</u>	省略	
46	<u>85</u>	62	58	<u>84</u>	省略	
47	85	63	59	<u>89</u>	省略	
48	85	64	60	<u>94</u>	省略	
49	85	65	61	<u>99</u>	省略	
50	85	66	62	<u>104</u>	省略	
51~56	省略					
57	85	<u>79</u>	省略			
58	85	<u>82</u>	省略			
59	85	<u>85</u>	省略			
60	85	<u>90</u>	省略			
61	85	<u>95</u>	省略			
62	85	<u>100</u>	省略			
63~113	省略					

6 医療職給料表(㊦)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1~40	省略					
41	<u>58</u>	省略				
42	<u>60</u>	省略				
43	<u>62</u>	省略				
44	<u>64</u>	省略				
45	<u>65</u>	省略				
46	<u>66</u>	省略				
47	<u>67</u>	省略				
48	<u>68</u>	省略				
49	<u>69</u>	省略				
50	<u>70</u>	省略				

30	<u>52</u>	省略				
31	<u>54</u>	省略				
32	<u>56</u>	省略				
33	<u>58</u>	49	45	50	<u>50</u>	省略
34	<u>60</u>	50	46	52	<u>52</u>	省略
35	<u>62</u>	51	47	54	<u>54</u>	省略
36	<u>64</u>	52	48	56	<u>56</u>	省略
37	<u>66</u>	53	49	<u>57</u>	<u>59</u>	省略
38	<u>68</u>	54	50	<u>58</u>	<u>62</u>	省略
39	<u>70</u>	55	51	<u>59</u>	<u>65</u>	省略
40	<u>72</u>	56	52	<u>60</u>	<u>69</u>	省略
41	<u>74</u>	57	53	<u>63</u>	<u>73</u>	省略
42	<u>76</u>	58	54	<u>66</u>	<u>77</u>	省略
43	<u>78</u>	59	55	<u>69</u>	<u>81</u>	省略
44	<u>80</u>	60	56	<u>72</u>	省略	
45	<u>82</u>	61	57	<u>76</u>	省略	
46	<u>84</u>	62	58	<u>80</u>	省略	
47	85	63	59	<u>84</u>	省略	
48	85	64	60	<u>90</u>	省略	
49	85	65	61	<u>96</u>	省略	
50	85	66	62	<u>102</u>	省略	
51~56	省略					
57	85	<u>78</u>	省略			
58	85	<u>80</u>	省略			
59	85	<u>82</u>	省略			
60	85	<u>84</u>	省略			
61	85	<u>91</u>	省略			
62	85	<u>98</u>	省略			
63~113	省略					

6 医療職給料表(㊦)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1~40	省略					
41	<u>57</u>	省略				
42	<u>58</u>	省略				
43	<u>59</u>	省略				
44	<u>60</u>	省略				
45	<u>61</u>	省略				
46	<u>62</u>	省略				
47	<u>63</u>	省略				
48	<u>64</u>	省略				
49	<u>65</u>	省略				
50	<u>66</u>	省略				

51	<u>71</u>	省略				
52	<u>72</u>	省略				
53	<u>73</u>	省略				
54	<u>74</u>	省略				
55	<u>75</u>	省略				
56	<u>76</u>	省略				
57	<u>77</u>	省略				
58	<u>78</u>	省略				
59	<u>79</u>	省略				
60	<u>80</u>	省略				
61	<u>81</u>	省略				
62	<u>82</u>	省略				
63	<u>83</u>	省略				
64	<u>84</u>	省略				
65	<u>86</u>	省略				
66	<u>88</u>	省略				
67	<u>90</u>	省略				
68	<u>92</u>	省略				
69	<u>93</u>	省略				
70	<u>94</u>	省略				
71	<u>95</u>	省略				
72	<u>96</u>	省略				
73	<u>97</u>	省略				
74	<u>98</u>	省略				
75	<u>99</u>	省略				
76 ~ 80	省略					
81	<u>113</u>	省略				
82	<u>118</u>	省略				
83	<u>123</u>	省略				
84	<u>128</u>	省略				
85	<u>131</u>	省略				
86	<u>134</u>	省略				
87	<u>137</u>	省略				
88	<u>140</u>	省略				
89	<u>144</u>	省略				
90	<u>148</u>	省略				
91	<u>152</u>	省略				
92	<u>156</u>	省略				
93	<u>159</u>	省略				
94	<u>162</u>	省略				
95	<u>165</u>	省略				
96 ~ 153	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表降格時号給対応表

51	<u>67</u>	省略				
52	<u>68</u>	省略				
53	<u>69</u>	省略				
54	<u>70</u>	省略				
55	<u>71</u>	省略				
56	<u>72</u>	省略				
57	<u>73</u>	省略				
58	<u>74</u>	省略				
59	<u>75</u>	省略				
60	<u>76</u>	省略				
61	<u>77</u>	省略				
62	<u>78</u>	省略				
63	<u>79</u>	省略				
64	<u>80</u>	省略				
65	<u>82</u>	省略				
66	<u>84</u>	省略				
67	<u>86</u>	省略				
68	<u>88</u>	省略				
69	<u>89</u>	省略				
70	<u>90</u>	省略				
71	<u>91</u>	省略				
72	<u>92</u>	省略				
73	<u>94</u>	省略				
74	<u>96</u>	省略				
75	<u>98</u>	省略				
76 ~ 80	省略					
81	<u>112</u>	省略				
82	<u>116</u>	省略				
83	<u>120</u>	省略				
84	<u>124</u>	省略				
85	<u>127</u>	省略				
86	<u>130</u>	省略				
87	<u>133</u>	省略				
88	<u>136</u>	省略				
89	<u>140</u>	省略				
90	<u>144</u>	省略				
91	<u>148</u>	省略				
92	<u>152</u>	省略				
93	<u>156</u>	省略				
94	<u>160</u>	省略				
95	<u>164</u>	省略				
96 ~ 153	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1 ~ 36	省略		
37	<u>46</u>	省略	
38	<u>48</u>	省略	
39	<u>50</u>	省略	
40	<u>52</u>	省略	
41	<u>54</u>	省略	
42	<u>56</u>	省略	
43	<u>58</u>	省略	
44 ~ 52	省略		
53	<u>79</u>	省略	
54	<u>82</u>	省略	
55	<u>85</u>	省略	
56	<u>88</u>	省略	
57	<u>90</u>	省略	
58	<u>92</u>	省略	
59	<u>94</u>	省略	
60	<u>96</u>	省略	
61	<u>100</u>	省略	
62	<u>104</u>	省略	
63	<u>108</u>	省略	
64	<u>112</u>	省略	
65	<u>116</u>	省略	
66	<u>120</u>	省略	
67	<u>124</u>	省略	
68 ~ 157	省略		

8 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2 級
1 ~ 76	省略
77	<u>122</u>
78	<u>124</u>
79	<u>126</u>
80	<u>128</u>
81	<u>129</u>
82	<u>130</u>
83 ~ 117	省略

9 中学校・小学校教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3 級	特2 級

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1 ~ 36	省略		
37	<u>45</u>	省略	
38	<u>46</u>	省略	
39	<u>47</u>	省略	
40	<u>48</u>	省略	
41	<u>51</u>	省略	
42	<u>54</u>	省略	
43	<u>57</u>	省略	
44 ~ 52	省略		
53	<u>78</u>	省略	
54	<u>80</u>	省略	
55	<u>82</u>	省略	
56	<u>84</u>	省略	
57	<u>85</u>	省略	
58	<u>86</u>	省略	
59	<u>87</u>	省略	
60	<u>88</u>	省略	
61	<u>91</u>	省略	
62	<u>94</u>	省略	
63	<u>97</u>	省略	
64	<u>100</u>	省略	
65	<u>107</u>	省略	
66	<u>114</u>	省略	
67	<u>121</u>	省略	
68 ~ 157	省略		

8 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2 級
1 ~ 76	省略
77	<u>121</u>
78	<u>122</u>
79	<u>123</u>
80	<u>124</u>
81	<u>126</u>
82	<u>128</u>
83 ~ 117	省略

9 中学校・小学校教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3 級	特2 級

1 ~ 68	省略
69	<u>77</u>
70	<u>78</u>
71	<u>79</u>
72	<u>80</u>
73 ~ 101	省略

10 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1 ~ 24	省略		
25	<u>46</u>	省略	
26	<u>48</u>	省略	
27	<u>50</u>	省略	
28	<u>52</u>	省略	
29	<u>54</u>	省略	
30	<u>56</u>	省略	
31	<u>58</u>	省略	
32	<u>60</u>	省略	
33	<u>62</u>	省略	
34	<u>64</u>	省略	
35	<u>66</u>	省略	
36	省略		
37	<u>70</u>	省略	
38	<u>72</u>	省略	
39	<u>74</u>	省略	
40	<u>76</u>	省略	
41	<u>78</u>	省略	
42	<u>80</u>	省略	
43	<u>82</u>	省略	
44	<u>84</u>	省略	
45	<u>86</u>	省略	
46	<u>88</u>	省略	
47	<u>90</u>	省略	
48	<u>92</u>	省略	
49	<u>94</u>	省略	
50	<u>96</u>	省略	
51	<u>98</u>	省略	
52	<u>100</u>	省略	
53	<u>102</u>	省略	
54	<u>104</u>	省略	
55	<u>106</u>	省略	
56	<u>108</u>	省略	
57	<u>112</u>	省略	
58	<u>116</u>	省略	

1 ~ 68	省略
69	<u>78</u>
70	<u>80</u>
71	<u>81</u>
72	<u>82</u>
73 ~ 101	省略

10 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1 ~ 24	省略		
25	<u>45</u>	省略	
26	<u>46</u>	省略	
27	<u>47</u>	省略	
28	<u>48</u>	省略	
29	<u>50</u>	省略	
30	<u>52</u>	省略	
31	<u>54</u>	省略	
32	<u>56</u>	省略	
33	<u>59</u>	省略	
34	<u>62</u>	省略	
35	<u>65</u>	省略	
36	省略		
37	<u>69</u>	省略	
38	<u>70</u>	省略	
39	<u>71</u>	省略	
40	<u>72</u>	省略	
41	<u>74</u>	省略	
42	<u>76</u>	省略	
43	<u>78</u>	省略	
44	<u>80</u>	省略	
45	<u>82</u>	省略	
46	<u>84</u>	省略	
47	<u>86</u>	省略	
48	<u>88</u>	省略	
49	<u>90</u>	省略	
50	<u>92</u>	省略	
51	<u>94</u>	省略	
52	<u>96</u>	省略	
53	<u>98</u>	省略	
54	<u>100</u>	省略	
55	<u>102</u>	省略	
56	<u>104</u>	省略	
57	<u>107</u>	省略	
58	<u>110</u>	省略	

59	<u>120</u>	省略	
60	<u>124</u>	省略	
61	<u>130</u>	省略	
62	<u>136</u>	省略	
63	<u>142</u>	省略	
64	<u>148</u>	省略	
65	<u>150</u>	省略	
66	<u>152</u>	省略	
67	<u>153</u>	省略	
68～145	省略		

11 高等学校等教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給
対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2級
1～72	省略
73	<u>102</u>
74	<u>104</u>
75	<u>106</u>
76	<u>108</u>
77	<u>109</u>
78	<u>110</u>
79	<u>111</u>
80～117	省略

12 高等学校等教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給
対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3級	特2級
1～48	省略
49	<u>73</u>
50	<u>74</u>
51	<u>75</u>
52	<u>76</u>
53	<u>78</u>
54～77	省略

59	<u>113</u>	省略	
60	<u>116</u>	省略	
61	<u>121</u>	省略	
62	<u>126</u>	省略	
63	<u>131</u>	省略	
64	<u>136</u>	省略	
65	<u>141</u>	省略	
66	<u>146</u>	省略	
67	<u>151</u>	省略	
68～145	省略		

11 高等学校等教育職員給料表の特2級から2級への降格時号給
対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
特2級	2級
1～72	省略
73	<u>101</u>
74	<u>102</u>
75	<u>103</u>
76	<u>104</u>
77	<u>106</u>
78	<u>108</u>
79	<u>110</u>
80～117	省略

12 高等学校等教育職員給料表の3級から特2級への降格時号給
対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
3級	特2級
1～48	省略
49	<u>74</u>
50	<u>76</u>
51	<u>77</u>
52	<u>78</u>
53	<u>79</u>
54～77	省略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

○愛媛県人事委員会規則7 1262

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次<u> </u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が<u>93,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>93,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>（支給日等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>93,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が<u>93,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</p>	<p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が<u>78,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>78,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>（支給日等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>78,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が<u>78,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</p>

各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が93,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が93,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が93,000円を超えていた場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 93,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）
 - イ 第12条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 93,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 省略

別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿（表）

省略

省略		
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が93,000円を超えるとき。	$93,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	省略

（裏） 省略

各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が78,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が78,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が78,000円を超えていた場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 78,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）
 - イ 第12条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 78,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 省略

別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿（表）

省略

省略		
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が78,000円を超えるとき。	$78,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	省略

（裏） 省略

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和5年6月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過措置）
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年愛媛県条例第33号。以下「改正条例」という。）附則第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「規則」という。）第10条第2号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額等をいう。以下同じ。）が78,000円を超えるときにおける通勤手当（次号に該当する通勤手当を除く。） 1箇月当たりの運賃等相当額等から78,000円を減じた額（その額が15,000円を超えるときは、15,000円）に、適用日前に開始し、かつ、適用日を含む支給単位期間（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第10条第5項に規定する支給

単位期間をいう。以下同じ。) (改正前の規則(以下「旧規則」という。)第12条第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されていた場合にあっては、同号に定める期間。以下この号において同じ。)の月数から当該支給単位期間に係る最初の月から適用日の属する月の前月までの月数を減じて得た月数を乗じて得た額(職員が通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会の定める額)

(2) 旧規則第12条第4項第2号に掲げる通勤手当 1箇月当たりの運賃等相当額(規則第10条第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額をいう。以下同じ。)及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額から78,000円を減じた額(その額が15,000円を超えるときは、15,000円)に、適用日前に開始し、かつ、適用日を含む旧規則第12条第4項第2号に定める期間の月数から当該期間の最初の月から適用日の属する月の前月までの月数を減じて得た月数を乗じて得た額(職員が通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会の定める額)

4 改正条例第1条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)及び旧規則の規定により手当の額及び支給日を決定された通勤手当(適用日の属する月からこの規則の施行の日の属する月までの間に開始する支給単位期間に係るものに限る。)のうち、旧規則第12条第4項各号のいずれかに該当していたものであって、新規則第12条第4項各号のいずれにも該当しないこととなるものについては、同項の規定にかかわらず、同項各号に該当するものとみなして、改正条例第1条の規定による改正後の条例及び新規則の規定を適用する。この場合において、当該通勤手当の額は、1箇月当たりの運賃等相当額等(旧規則第12条第4項第2号に該当していた場合にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額)に当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額(職員が通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会の定める額)とする。

5 改正条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の通勤手当(適用日を含む支給単位期間に係るものに限る。)、同項の規定により支給される通勤手当及び前項の規定の適用を受ける通勤手当に係る条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、新規則第14条第2項の規定にかかわらず、人事委員会が定める額とする。

6 改正条例附則第4項の規定による通勤手当の支給等及び附則第4項の規定の適用について、前3項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、改正条例附則第4項の規定による通勤手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

8 この規則施行の際現に提出されている旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿は、新規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。

9 この規則施行の際現にある旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7 1263

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 155)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるもの</p>

____以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 省略

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学

____卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

を卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 省略

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、15年)とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学

(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する職員となつた日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与条例1号職員					職員給与条例 2号職員	職員給与条例 3号職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,300
(2) 1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,300
(3) 2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,300
(4) 3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	46,500
(5) 4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	42,700
(6) 5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	38,900
(7) 6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	35,100
(8) 7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	31,300
(9) 8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	27,500
(10) 9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	23,700
(11) 10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	19,900
(12) 11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	16,100
(13) 12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	12,300
(14) 13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	8,500
(15) 14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	4,700
(16) 15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	
(17) 16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	
(18) 17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	
(19) 18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	
(20) 19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	
(21) 20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
(22) 21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
(23) 22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
(24) 23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
(25) 24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	
(26) 25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500	
(27) 26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900	
(28) 27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300	
(29) 28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500	
(30) 29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200	
(31) 30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800	
(32) 31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200	
(33) 32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300	
(34) 33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400	
(35) 34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与条例1号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第2（附則第3項関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与条例2号職員	職員給与条例3号職員
	円	円
(1) 1年未満	35,800	35,200
(2) 1年以上2年未満	35,800	35,200
(3) 2年以上3年未満	35,800	35,200
(4) 3年以上4年未満	35,800	32,600
(5) 4年以上5年未満	35,800	29,900
(6) 5年以上6年未満	35,800	27,200
(7) 6年以上7年未満	34,500	24,600
(8) 7年以上8年未満	33,300	21,900
(9) 8年以上9年未満	32,000	19,300
(10) 9年以上10年未満	30,700	16,600
(11) 10年以上11年未満	29,500	13,900
(12) 11年以上12年未満	28,200	11,300
(13) 12年以上13年未満	27,000	8,600
(14) 13年以上14年未満	25,700	6,000
(15) 14年以上15年未満	24,700	3,300
(16) 15年以上16年未満	23,700	
(17) 16年以上17年未満	22,800	
(18) 17年以上18年未満	21,800	
(19) 18年以上19年未満	20,800	
(20) 19年以上20年未満	19,800	
(21) 20年以上21年未満	18,800	
(22) 21年以上22年未満	18,400	
(23) 22年以上23年未満	18,000	
(24) 23年以上24年未満	17,300	
(25) 24年以上25年未満	16,900	
(26) 25年以上26年未満	16,500	
(27) 26年以上27年未満	16,000	
(28) 27年以上28年未満	15,600	
(29) 28年以上29年未満	15,100	
(30) 29年以上30年未満	14,800	
(31) 30年以上31年未満	14,600	
(32) 31年以上32年未満	14,100	
(33) 32年以上33年未満	13,500	
(34) 33年以上34年未満	12,900	
(35) 34年以上35年未満	12,400	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与条例2号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1264

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の210以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の148以上100分の250以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の133.5以上100分の148未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の121</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92.5以下</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の111.5以下</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の210</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.5以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46</u>以下（特定幹部職員にあつては、<u>100分の56</u>以下）</p> <p>2 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の119以上100分の200以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の143以上100分の240以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の119未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の128.5以上100分の143未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の96</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の116</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87.5以下</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の106.5以下</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の200</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49</u>以上（特定幹部職員にあつては、<u>100分の59</u>以上）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の45.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の55.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の43.5以下</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5以下</u>）</p> <p>2 省略</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の121.5以上100分の205以下</u>(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の145.5以上100分の245以下</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の110以上100分の121.5未満</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の131以上100分の145.5未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の98.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の118.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の90</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の109</u>以下)</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の205</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の50.25以上</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60.25以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の46.75</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の56.75</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の44.75以下</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.75以下</u>)</p> <p>2 省略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の210</u>以下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の148以上100分の250</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の133.5以上100分の148未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の121</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92.5</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の111.5</u>以下)</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の210</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5以上</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.5以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の58</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46</u>以下(特定幹部職員にあつては、<u>100分の56</u>以下)</p> <p>2 省略</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1265

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
1 中学校・小学校教育職員給料表			1 中学校・小学校教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	<u>79,200円</u>	4 級	1 種	<u>79,000円</u>
	省略			省略	
省略			省略		
2 高等学校等教育職員給料表			2 高等学校等教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	<u>83,500円</u>	4 級	1 種	<u>83,200円</u>
	省略			省略	
省略			省略		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の教育職員の管理職手当に関する規則別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1266

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（初任給調整手当に相当する報酬）	（初任給調整手当に相当する報酬）
第9条 条例第11条第1項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。	第9条 条例第11条第1項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給される第1号会計年度任用職員は、次に掲げる第1号会計年度任用職員とする。
(1) 前条第1項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員及び同条第2項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第12条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（ _____ _____ 以下「経過期間」という。）内に行われたもの	(1) 前条第1項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員及び同条第2項に規定する職に採用された第1号会計年度任用職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第12条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの
(2) 省略	(2) 省略

第12条 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学

卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)～(4) 省略

2・3 省略

第12条 初任給調整手当に相当する報酬の支給期間は35年（第9条第2号に規定する第1号会計年度任用職員にあっては、15年）とし、その額は第1号会計年度任用職員の区分及び採用の日又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第9条第1号又は第10条に規定する第1号会計年度任用職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は同条に規定する第1号会計年度任用職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当に相当する報酬が支給されていたものとする。

(1)～(4) 省略

2・3 省略

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

職員の区分 期間の区分	条例1号職員					条例2号職員	条例3号職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,300
(2) 1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,300
(3) 2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	50,300
(4) 3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	46,500
(5) 4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	42,700
(6) 5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	38,900
(7) 6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	35,100
(8) 7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	31,300
(9) 8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	27,500
(10) 9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	23,700
(11) 10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	19,900
(12) 11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	16,100
(13) 12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	12,300
(14) 13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	8,500
(15) 14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	4,700
(16) 15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	
(17) 16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	
(18) 17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	
(19) 18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	
(20) 19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	
(21) 20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
(22) 21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
(23) 22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
(24) 23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
(25) 24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	
(26) 25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500	
(27) 26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900	
(28) 27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300	
(29) 28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500	
(30) 29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200	
(31) 30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800	
(32) 31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200	
(33) 32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300	
(34) 33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400	
(35) 34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700	

備考1 この表において、期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第10条各号の第1号会計年度任用職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「条例1号職員」とは条例第11条第1項第1号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「条例2号職員」とは同項第2号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「条例3号職員」とは同項第3号の職を占める第1号会計年度任用職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第8条第1項第1号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める第1号会計年度任用職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。